

パブリック・コメントの回答について

「三の倉市民の里の廃止について」のパブリック・コメント募集手続きについては、令和7年7月1日から令和7年7月31日まで募集し、1名から2件の意見が提出されました。いただいた意見と市の考え方は、以下のとおりです。

	いただいた意見の要旨	市の考え方
1	<p>三の倉市民の里の廃止については、令和6年3月の「第2次公共施設適正配置計画」において民間等への譲渡を検討する旨が明記されており、その方向性及び建物の無償譲渡については理解します。また一般社団法人フォーレサンノクラの目的には賛同するものです。</p> <p>しかしながら次の理由により土地は無償譲渡ではなく、無償貸与にするべきと考えます。</p> <p>① 第2次公共施設適正配置計画において土地に関しては明記されていない。</p> <p>② フォーレサンノクラ及び構成する役員は施設運営の実績がなく、今後の経営については未知数である。</p> <p>③ 9万4,500㎡の土地はJR古虎溪駅や三の倉センターに近いこと等財産価値を有する。</p> <p>④ 無償譲渡の場合、市の関与なく売却処分、利用目的の変更がなされる。</p> <p>⑤ 三の倉市民の里は指定避難所であり、大規模災害が発生した場合、孤立化する可能性が高い27区にとっては重要な場所である。 (このことは無償貸与の場合でも条件として付することが必要)</p>	<p>三の倉市民の里は、建築後30年以上経過し、老朽化やニーズの変化に対応するためには大規模な改修が避けられないことから、民間等への譲渡を検討してきました。そのなかで、三の倉市民の里がある三郷地区のにぎわい創出等を目的に設立された一般社団法人フォーレサンノクラから本施設の譲渡を受け、三郷地区活性化のために本施設を運営する提案を受けたことから譲渡先として選定しました。</p> <p>土地の無償譲渡は、一般社団法人フォーレサンノクラが敷地全体を利用者ニーズに応じて投資等しながら主体的に運営できるようにするため必要不可欠であると判断しました。</p> <p>なお、一般社団法人フォーレサンノクラが事業を中止する際は、一般社団法人フォーレサンノクラが建物を解体処分し、土地の取り扱いも三の倉地域の市民及び市と協議して決定することとしています。</p> <p>一般社団法人フォーレサンノクラと譲渡後も指定避難所として指定できるよう協議しています。</p>